

県立高校における運動部活動に係る取扱いに伴う江北町教育委員会の対応方針

【基本方針】

○5月19日（火）の県立学校における運動部活動に係る取り扱い通知を受けた、部活動等及び社会教育施設等については次のとおりとする。なお、活動にあたっては、徹底した感染拡大防止に努めたいで行うこととする。

【部活動等】

- 県内の対外試合については、5月30日（土）から可能とする。
- 県内で開催される各種大会への参加については、6月13日（土）から可能とする。
- 当分の間、合宿、県外チームとの合同練習及び対外試合等の自粛をお願いする。

【社会教育施設等】

- 県内の対外試合については、5月30日（土）から可能とする。
 - 町民及び町内の団体・チーム以外の方の施設利用は、5月30日（土）から可能とする。
 - 県内で開催される各種大会への参加については、6月13日（土）から可能とする。
 - 当面の間、合宿、県外チームとの合同練習及び対外試合等の自粛をお願いする。
- ※一般の方の利用については、感染拡大防止に配慮しての活動をお願いする。

【感染拡大防止】

○屋内の活動は、窓を全開し一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮し実施する。

令和2年5月22日

江北町教育委員会